



三重県公報

令和4年10月21日 (金)

第 356 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
659	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康推進課)	2
660	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	2
661	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
662	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	2
663	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
664	水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準	(大気・水環境課)	4
665	水質汚濁防止法の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準	(同)	14
666	水質汚濁防止法の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準	(同)	23
667	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更	(水産資源管理課)	31
668	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	32
669	同件	(同)	32
670	同件	(同)	33
671	同件	(同)	34
672	同件	(同)	35
673	同件	(同)	36
674	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	37
公 安 委 告 示			
26	指定講習機関からの変更の届出	(公安委員会)	37
27	認定検査実施者からの変更の届出	(同)	38
公 告			
	水質汚濁防止法の規定による化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画	(大気・水環境課)	38
	土地改良区の役員の退任の届出	(農地調整課)	42
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	42
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	42
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(警察本部)	43

告 示

三重県告示第 659 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 4 年 10 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	医療法人紡ぐの会 たるさかこどもクリニック	四日市市垂坂町 413-1	令和 4 年 10 月 1 日
薬局	大湊薬局	伊勢市大湊町 812-3	令和 4 年 10 月 1 日
薬局	コスモス薬局 みその店	伊勢市御菌町長屋 2004-3	令和 4 年 10 月 1 日
薬局	つげ薬局	伊賀市下栢植字寺之後 1014-6	令和 4 年 10 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーションあやめ松阪	松阪市高町 465-5 高町テナント B 棟	令和 4 年 10 月 1 日

三重県告示第 660 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 4 年 10 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450200908	株式会社ポレット	三重県四日市市鶴の森一丁目 13 番 43 号	てらびあぼけっと 四日市西浦教室	四日市市西浦 2 丁目 4 番 5 号 ロイヤル東海西浦 1 階 101 号室	児童発達支援	令和 4 年 10 月 1 日
2450300708	株式会社 K O M A キッズ鈴鹿	愛知県名古屋守山区四軒家二丁目 722 番地	K O M A キッズ鈴鹿	鈴鹿市北江島町 32-20	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 4 年 10 月 1 日

三重県告示第 661 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 10 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450200718	株式会社玉響	三重県四日市市天カ須賀一丁目 4 番 2 号	てらびあぼけっと 四日市西浦教室	四日市市西浦 2 丁目 4 番 5 号 ロイヤル東海西浦 1 階 101 号室	児童発達支援	令和 4 年 9 月 30 日
2450300294	一般社団法人心花	三重県鈴鹿市北江島町 30 番 16 号	児童デイサービスはなびら	鈴鹿市道伯町 2232 番地 5	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 4 年 9 月 30 日

三重県告示第 662 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 4 年 10 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
-------	--------	----------------	--------	---------	-------------	-------

2410702092	株式会社サンテ	三重県松阪市大黒田町 658 番地	ヘルパーステーションハートケアなんせい	松阪市光町 1063-1	居宅介護	令和 4 年 10 月 1 日
2410702100	株式会社トータルケア・サービス	三重県松阪市曲町 340 番地 5	訪問介護事業所 笑顔	松阪市曲町 340 番地 5	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	令和 4 年 10 月 1 日
2410900258	株式会社未来予想図製作所	三重県四日市市高角町 2582 番地	居宅介護 未来予想図製作所・鳥羽営業所	鳥羽市松尾町 186-1	居宅介護	令和 4 年 10 月 1 日
2411200799	合同会社 take Root	三重県伊賀市市部 1512 番地	リトルスター	伊賀市市部 1512 番地	居宅介護、重度訪問介護	令和 4 年 10 月 1 日
2411300706	特定非営利活動法人とんぼ池山荘	三重県名張市安部田砥口 1094 番地	共生型小規模多機能とんぼ池サテライト	名張市安部田 1108 番地	共生型生活介護	令和 4 年 10 月 1 日
2413110103	特定非営利活動法人ここ	三重県南牟婁郡御浜町大字上野 26 番地	ここ	南牟婁郡御浜町上市木 2211	生活介護	令和 4 年 10 月 1 日
2410201079	NPO法人みらい自然ファーム	三重県四日市市中浜田町 3-28 大進ビル 1 階	にゃんげーカフェよっかいち	四日市市中浜田町 3-28 大進ビル 2F	自立訓練（生活訓練）	令和 4 年 10 月 1 日
2410202226	株式会社MORE	三重県四日市市小林町 3025 番地 664	就労継続支援 B 型事業所 more LIFE	四日市市西日野町 5033-1	就労継続支援 B 型	令和 4 年 10 月 1 日
2410702084	株式会社季節	三重県松阪市大黒田町 341 番地 3	就労継続支援 B 型 たかみすずらん作業所	松阪市大黒田町 605 番地 6	就労継続支援 B 型	令和 4 年 10 月 1 日
2412900595	株式会社アルクハナ	三重県伊勢市東大淀町 532 番地 2	からふる	志摩市阿児町立神 2038 番地 1	就労継続支援 B 型	令和 4 年 10 月 1 日
2411200658	特定非営利活動法人伊賀の友	三重県伊賀市上野万町 2334 番地の 1	特定非営利活動法人伊賀の友	伊賀市下友生 2367 番地	就労継続支援 B 型	令和 4 年 10 月 1 日
2420301596	社会福祉法人ジェイエイみえ会	三重県鈴鹿市岸岡町 589-6	社会福祉法人ジェイエイみえ会さんさん	鈴鹿市岸岡町 589-6	共同生活援助	令和 4 年 10 月 1 日
2420301612	一般社団法人心花	三重県鈴鹿市北江島町 30 番 16 号	グループホームらん	鈴鹿市道伯町 2232 番地 5	共同生活援助	令和 4 年 10 月 1 日
2420701886	株式会社 CONET	三重県松阪市大黒田町 1612 番地 7	グループホーム CONET	松阪市垣鼻町 1638-64	共同生活援助	令和 4 年 10 月 1 日
2420502904	合同会社 Hello Everything	三重県津市香良洲町 3943 番地	グループホームハロー庄田	津市庄田町 1389-22	共同生活援助	令和 4 年 10 月 1 日

三重県告示第 663 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 10 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410700740	株式会社すず	三重県松阪市駅部田町字水利 74 番地 1	ヘルパーステーションすず	松阪市駅部田町字水利 74 番地 1	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	令和 4 年 9 月 30 日
2410300582	社会福祉法人ジェイエイみ	三重県鈴鹿市岸岡町 589-6	自立訓練（生活訓練）事業	鈴鹿市岸岡町 589-6	自立訓練（生活訓練）、宿	令和 4 年 9 月 30 日

	え会	所さんさん	泊型自立訓練
--	----	-------	--------

三重県告示第 664 号

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 2 第 2 号ハに掲げる指定地域内の特定事業場で、1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」といいます。）から排出される排水の汚濁負荷量について、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のとおり定めます。

令和 4 年 10 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる総量規制基準のとおりとします。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	昭和 55 年 7 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に水質汚濁防止法（以下「法」という。）第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
2	昭和 55 年 7 月 1 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第 5 条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 56 年政令第 327 号。以下「昭和 56 年改正政令」という。）の施行により昭和 57 年 7 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
4	昭和 56 年改正政令の施行により昭和 57 年 7 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和 57 年政令第 157 号。以下「昭和 57 年改正政令」という。）の施行により昭和 58 年 1 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
6	昭和 57 年改正政令の施行により昭和 58 年 1 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
7	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 63 年政令第 252 号。以下「昭和 63 年改正政令」という。）の施行により平成元年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
8	昭和 63 年改正政令の施行により平成元年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$

9	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
10	平成2年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年4月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成2年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
11	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成3年政令第240号。以下「平成3年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
12	平成3年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年10月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成3年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
13	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
14	平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち平成10年6月17日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成10年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
16	平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち平成12年3月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成11年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
18	平成13年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成13年7月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成13年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
19	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
20	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、 Lc 、 Cc 、 Qc 、 Cc_j 、 Cc_i 、 Cc_o 、 Qc_j 、 Qc_i 及び Qc_o は、それぞれ次の値を表すものとする。

- Lc 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
- Cc 別表に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- Qc 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）
- Cc_j 別表に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- Cc_i 別表に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- Cc_o Cc と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）
- Qc_j 平成3年7月1日（12の項にあっては平成3年10月1日、14の項にあっては平成10年6月17日、16の項にあっては平成12年3月1日、18の項にあっては平成13年7月1日、20の項にあっては平成24年5月25日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した又は増加する特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）
- Qc_i 昭和55年7月1日（4の項にあっては昭和57年7月1日、6の項にあっては昭和58年1月1日、8の項にあっては平成元年3月28日、10の項にあっては平成3年4月1日）から平成3年6月30日まで

の間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した特定排出水の量（単位 1 日につき立方メートル）

Qco 特定排出水の量（Qcj 及び Qci を除く。）（単位 1 日につき立方メートル）

附 則

- 1 この告示は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成 29 年三重県告示第 444 号）は、この告示の施行に伴い廃止する。

別表

項番号	業種区分	特定排出水の区分	化学的酸素要求量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		
			Cc、Cco	Cci	Ccj
2	畜産農業		70	70	60
3	天然ガス鉱業		60	60	60
4	非金属鉱業		20	20	20
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業		40	40	30
6	乳製品製造業		30	30	20
	（平成 8 年 9 月 1 日前の特定施設に係る量）				30
7	畜産食料品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	イ	50	50	30
		ロ	40	40	30
8	水産缶詰・瓶詰製造業		40	40	30
9	寒天製造業		55	55	55
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		30	30	20
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		30	30	20
12	冷凍水産物製造業		30	30	20
13	冷凍水産食品製造業		40	40	30
14	水産食料品製造業（整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	イ	40	40	30
		ロ	40	40	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		40	40	30
16	野菜漬物製造業		40	40	30
17	味そ製造業		70	70	30
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		70	70	40
19	うま味調味料製造業		20	20	20
20	ソース製造業		30	30	30
21	食酢製造業		40	40	30
22	砂糖精製業		40	40	30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		50	50	30
24	小麦粉製造業		30	30	30
25	パン製造業		30	30	20
26	生菓子製造業		40	40	30
27	ビスケット類・干菓子製造業		40	40	30
28	米菓製造業		40	40	40
29	パン・菓子製造業（整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。）		40	40	30
30	植物油脂製造業	イ	50	40	30
		ロ	40	40	30
31	動物油脂製造業		40	40	30
32	食用油脂加工業		40	40	30

33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		50	50	40
34	穀類でんぷん製造業		50	50	40
35	めん類製造業		50	30	30
37	豆腐・油揚げ製造業	イ	50	30	30
		ロ	30	30	30
38	あん類製造業	イ	70	70	40
		ロ	60	60	40
39	冷凍調理食品製造業		30	20	20
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		30	30	30
41	清涼飲料製造業		20	20	20
42	果実酒製造業		30	30	30
43	ビール製造業		30	30	30
44	清酒製造業		30	30	30
45	蒸留酒・混成酒製造業		30	30	20
46	インスタントコーヒー製造業		30	20	20
47	配合飼料製造業		20	20	20
48	単体飼料製造業		20	20	20
49	有機質肥料製造業		20	20	20
50	たばこ製造業		30	20	20
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）		30	30	30
55	繊維工業（整理番号 51 の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの		75	75	70
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		90	90	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの		40	40	30
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	イ	100	80	80
		ロ	80	80	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		90	90	90
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		50	50	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		60	50	50
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		100	90	80
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		70	70	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		40	40	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		40	40	40
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		40	40	40
68	繊維工業（整理番号 55 の項から前項に掲げるものを除く。）		30	30	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業		40	40	40
71	A	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	30	30	30
	B	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業であって、接着機洗浄水を循環す	10	10	10

	るもの				
75	木材薬品処理業		20	20	20
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		70	70	60
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		60	60	60
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナ－グランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		50	50	50
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		70	70	70
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		80	80	80
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		60	50	40
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		80	70	60
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		60	60	50
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの		90	90	80
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		100	100	70
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		50	40	40
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		30	20	20
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		40	40	40
89	機械すき和紙製造業		60	60	60
90	手すき和紙製造業		90	90	80
91	塗工紙製造業		20	20	20
92	段ボール製造業		30	30	15
93	重包装紙袋製造業		70	70	70
94	セロファン製造業		30	30	15
95	乾式法による繊維板製造業		40	40	40
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		80	80	60
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。）		25	25	25
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		50	50	50
101	製版業		50	50	50
102	窒素質・りん酸質肥料製造業		30	30	30
103	複合肥料製造業		30	30	30
104	化学肥料製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）		30	30	30

105		ソーダ工業		20	20	20
106		電炉工業		20	20	20
107	A	無機顔料製造業		20	20	20
	B	無機顔料製造業（黄鉛製造工程を有するもの）		60	60	50
108	A	無機化学工業製品製造業（整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。）		20	20	20
	B	無機化学工業製品製造業（硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程に係るもの）		40	40	40
	C	無機化学工業製品製造業（希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程に係るもの）		50	50	50
109	A	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		60	60	40
	B	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（青酸誘導品含有排水を排出する工程）に係るもの		150	150	150
	C	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程）に係るもの		100	80	80
	D	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの（エピクロルヒドリン製造工程）に係るもの		140	130	130
110	A	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		50	50	30
	B	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程（合成染料又は合成染料中間物の製造工程）に係るもの		190	190	180
111	A	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		30	30	30
	B	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程（メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程）に係るもの		70	70	70
112	A	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの		40	40	40
	B	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程（乳化重合法による合成ゴム製造工程）に係るもの		60	60	50
	C	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程（クロプレンゴム製造工程）に係るもの		130	130	130
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの		50	50	50
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（有機ゴム薬品製造工程）に係るもの		270	260	260
	C	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（有機農薬原体製造工程）に係るもの		180	180	160
114		石油化学系基礎製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）		60	50	40
115	A	脂肪族系中間物製造業		60	60	50
	B	脂肪族系中間物製造業（青酸誘導品含有排水を排出する工程に係るもの）		210	210	190
	C	脂肪族系中間物製造業（塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程に係るもの）		110	80	80
	D	脂肪族系中間物製造業（エピクロルヒドリン製造工程に係るもの）		140	130	130

116		メタン誘導品製造業		30	30	20
117		発酵工業		120	110	110
118		コーラタール製品製造業		120	120	120
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		50	50	30
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（合成染料又は合成染料中間物の製造工程に係るもの）		190	190	190
120	A	プラスチック製造業		30	30	20
	B	プラスチック製造業（メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程に係るもの）		70	60	50
	C	プラスチック製造業（硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程に係るもの）		60	60	50
121	A	合成ゴム製造業		40	40	40
	B	合成ゴム製造業（乳化重合法による合成ゴム製造工程に係るもの）		70	70	70
	C	合成ゴム製造業（クロロプレンゴム製造工程に係るもの）		130	130	130
122	A	有機化学工業製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）		50	50	50
	B	有機化学工業製品製造業（有機ゴム薬品製造工程に係るもの）		150	150	150
	C	有機化学工業製品製造業（有機農薬原体製造工程に係るもの）		180	180	160
123		レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		50	40	20
124		レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		30	30	30
125	A	合成繊維製造業		30	20	20
	B	合成繊維製造業（アクリル系繊維製造工程に係るもの）		60	40	30
126		脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		40	40	30
127		石けん・合成洗剤製造業		10	10	10
128		界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）		40	40	40
129		塗料製造業		40	40	40
130		印刷インキ製造業		40	40	30
131		医薬品原薬・製剤製造業		80	80	60
		（平成8年9月1日前の特定施設に係る量）				70
132		医薬品製剤製造業		40	30	30
133		生物学的製剤製造業		30	30	30
134		生薬・漢方製剤製造業		20	20	20
135		動物用医薬品製造業		60	60	50
136	A	火薬類製造業		20	20	20
	B	火薬類製造業（硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程に係るもの）		60	60	50
137		農薬製造業		30	30	20
138		合成香料製造業		120	110	110
139		香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		30	30	20
140		化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		30	30	20
142		ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）		20	20	20
143		写真感光材料製造業		10	10	10

144		天然樹脂製品・木材化学製品製造業		40	40	40
145		イオン交換樹脂製造業		160	160	130
146		化学工業（整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。）		50	40	40
147	A	石油精製業		20	20	20
	B	石油精製業（潤滑油製造工程を有するもの）		30	30	30
148	A	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）		30	30	30
	B	潤滑油製造業（硫酸洗浄工程を有するもの）		40	40	40
149		コークス製造業		180	180	90
150		石油コークス製造業		70	70	50
151		自動車タイヤ・チューブ製造業		10	10	10
152		ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		60	40	40
153	A	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		20	20	20
	B	ゴム製品製造業（曲がり管製造工程に係るもの）		50	40	40
154		なめしかわ製造業		100	100	100
155		毛皮製造業		50	50	50
156		板ガラス製造業		10	10	10
157		板ガラス加工業		10	10	10
158		ガラス製加工素材製造業		10	10	10
159		ガラス容器製造業		10	10	10
160		理化学用・医療用ガラス器具製造業		10	10	10
161		卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		10	10	10
162		ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		50	50	50
163		ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		40	30	30
164		ガラス・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）		10	10	10
165		生コンクリート製造業		10	10	10
166		コンクリート製品製造業		10	10	10
167		セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		10	10	10
168		黒鉛電極製造業		20	20	20
169		砕石製造業		20	20	20
170		鉱物・土石粉砕等処理業		20	20	20
172		うわ薬製造業		20	20	20
173	A	高炉による製鉄業		10	10	10
	B	高炉による製鉄業（コークス炉を有するもの）		40	30	30
175		フェロアロイ製造業		20	20	20
176		高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）		10	10	10
178		製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）		20	20	20
179		熱間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）		20	20	20
180		冷間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）		20	20	20
181		冷間ロール成型形鋼製造業		20	20	20
182		鋼管製造業		20	20	20
183		伸鉄業		10	10	10
184		磨棒鋼製造業		10	10	10

185	引抜鋼管製造業		10	10	10	
186	伸線業		10	10	10	
187	ブリキ製造業		20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業		20	20	20	
189	めっき鋼管製造業		20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業		20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。）		10	10	10	
192	鍛鋼製造業		10	10	10	
193	鍛工品製造業		10	10	10	
194	鋳鋼製造業		10	10	10	
195	鋳鉄铸件製造業（次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。）		10	10	10	
196	鋳鉄管製造業		10	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業		10	10	10	
198	鉄粉製造業		10	10	10	
199	鉄鋼業（整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。）		10	10	10	
200	非鉄金属製造業		10	10	10	
201	電気めっき業	イ	50	40	40	
		ロ	40	40	40	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	イ	20	10	10	
		ロ	10	10	10	
203	一般機械器具製造業		20	10	10	
204	電子回路製造業	イ	30	20	20	
		ロ	20	20	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業		10	10	10	
206	輸送用機械器具製造業	イ	30	10	10	
		ロ	20	10	10	
207	精密機械器具製造業		10	10	10	
208	ガス製造工場		20	20	20	
209	下水道業		30	20	20	
210	空瓶卸売業		30	20	20	
211	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。）		40	30	30	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業		50	50	30	
213	A	飲食店		50	40	30
	B	飲食店（平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの）		30	30	30
214	A	宿泊業	イ	60	50	30
			ロ	50	40	30
B	宿泊業（平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの）		30	30	30	
215	リネンサプライ業		50	50	30	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）		40	40	30	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）		60	60	60	

219	自動車整備業			20	20	20
220	A	病院	イ	40	30	30
			ロ	30	30	30
	B	病院（平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの）		30	30	30
221	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 5,001 人以上のもの）		30	30	30
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 5,000 人以下 501 人以上のもの）		40	30	30
	C	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 5,000 人以下 501 人以上のものであって、昭和 55 年建設省告示第 1292 号が適用される前のもの）		40	40	30
	D	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものであって、平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるもの）		30	30	30
	E	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものであって、平成 18 年 2 月 1 日以降に設置され、建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		20	20	20
222	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下 201 人以上のものに限る。）		60	60	40
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下 201 人以上のものであって、昭和 55 年建設省告示第 1292 号が適用される前のもの）		70	70	40
	C	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下 201 人以上のものであって、平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるもの）		30	30	30
223	A	し尿処理業（日平均排水量が 3,000 m ³ 以上のものであって、し尿浄化槽に係るものを除く。）		40	30	20
	B	し尿処理業（日平均排水量が 3,000 m ³ 未満のものであって、し尿浄化槽に係るものを除く。）		40	40	30
	C	し尿処理業（嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く。）		30	20	20
224	ごみ処理業			30	30	30
225	廃油処理業			20	20	20
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）			20	20	20
227	死亡獣畜取扱業			40	40	40
228	と畜場			40	40	40
229	中央卸売市場			30	20	20
230	地方卸売市場			30	30	30
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。）			30	30	30
232	A	2 の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るもの）		70	40	40

	B	2 の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るものを除く。）		10	10	10
--	---	-----------------------------------	--	----	----	----

注 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。

イは、1 事業場当たりの総特定排出水量が 1 日当たり 400 立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。

ロは、1 事業場当たりの総特定排出水量が 1 日当たり 400 立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

三重県告示第 665 号

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 2 第 2 号ハに掲げる指定地域内の特定事業場で、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」といいます。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、窒素含有量に係る総量規制基準を次のとおり定めます。

令和 4 年 10 月 21 日

三重県知事 一見勝之

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる総量規制基準のとおりとします。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成 14 年 10 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に水質汚濁防止法（以下「法」という。）第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$
2	平成 14 年 10 月 1 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第 5 条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号。以下「平成 24 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$
4	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、Ln、Cn、Qn、Cni、Cno、Qni 及び Qno は、それぞれ次の値を表すものとする。

Ln 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）

Cn 別表に掲げる窒素含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Qn 特定排出水の量（単位 1 日につき立方メートル）

Cni 別表に掲げる窒素含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Cno Cn と同じ値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Qni 平成 14 年 10 月 1 日（4 の項にあっては、平成 24 年 5 月 25 日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 1 日につき立方メートル）

Qno 特定排出水の量（Qni を除く。）（単位 1 日につき立方メートル）

附 則

- この告示は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。
- 水質汚濁防止法の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準（平成 29 年三重県告示第 445 号）は、この告示の施行に伴い廃止する。

別表

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	窒素含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	
			Cn、Cno	Cni

2	A	畜産農業		60	60
	B	畜産農業（総面積が 50 ㎡以上の豚房施設を有するもの）		60	60
3	天然ガス鉱業			60	60
4	非金属鉱業			10	10
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業		イ	40	10
			ロ	25	10
6	乳製品製造業			20	10
7	畜産食料品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）		イ	35	10
			ロ	30	10
8	水産缶詰・瓶詰製造業			20	10
9	寒天製造業			20	10
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業			20	10
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）			25	10
12	冷凍水産物製造業			35	10
13	冷凍水産食品製造業			40	10
14	水産食料品製造業（整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）		イ	40	15
			ロ	35	10
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業			25	10
16	野菜漬物製造業			15	10
17	味そ製造業			25	10
18	しょう油・食用アミノ酸製造業			45	10
19	うま味調味料製造業			20	10
20	ソース製造業			20	10
21	食酢製造業			20	10
22	砂糖精製業			15	10
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			20	10
24	小麦粉製造業			20	10
25	パン製造業			15	10
26	生菓子製造業			25	10
27	ビスケット類・干菓子製造業			20	10
28	米菓製造業			20	10
29	パン・菓子製造業（整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。）			20	10
30	植物油脂製造業			20	10
31	動物油脂製造業			20	10
32	食用油脂加工業			15	10
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			20	10
34	穀類でんぷん製造業			20	10
35	めん類製造業			20	10
37	豆腐・油揚製造業			25	10
38	あん類製造業			15	10
39	冷凍調理食品製造業			20	10
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの			20	10
41	清涼飲料製造業			20	10
42	果実酒製造業			15	10

43	ビール製造業			15	10
44	清酒製造業			20	10
45	蒸留酒・混成酒製造業			20	10
46	インスタントコーヒー製造業			20	10
47	配合飼料製造業			15	10
48	単体飼料製造業			20	10
49	有機質肥料製造業			20	10
50	たばこ製造業			20	10
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）			20	10
55	繊維工業（整理番号 51 の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの			20	10
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの			15	10
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの			10	10
59	A	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	イ	20	10
		ロ	15	10	
	B	繊維工業で織物機械染色整理工程（綿織物捺染工程）に係るもの		60	10
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			20	10
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			15	10
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			15	10
63		繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	イ	25	15
			ロ	20	10
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの			20	10
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの			15	10
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの			20	10
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの			20	10
68	繊維工業（整理番号 55 の項から前項に掲げるものを除く。）			15	10
69	一般製材業又は木材チップ製造業			20	10
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業			15	10
75	木材薬品処理業			20	10
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの			10	10
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの			10	10
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの			10	10
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）			10	10
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前行程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの			10	10

81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		10	10
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの		10	10
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		10	10
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		10	10
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		10	10
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		10	10
89	機械すき和紙製造業		10	10
90	手すき和紙製造業		10	10
91	塗工紙製造業		10	10
92	段ボール製造業		10	10
93	重包装紙袋製造業		10	10
94	セロファン製造業		20	10
95	乾式法による繊維板製造業		20	10
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。）		10	10
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		20	10
101	製版業		20	10
102	A	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10
	B	窒素質・りん酸質肥料製造業（アンモニア製造工程に係るもの）	40	30
	C	窒素質・りん酸質肥料製造業（アンモニア誘導品製造工程に係るもの）	200	200
	D	窒素質・りん酸質肥料製造業（尿素製造工程に係るもの）	700	700
103	複合肥料製造業		15	10
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）		10	10
105	ソーダ工業		10	10
106	電炉工業		15	10
107	無機顔料製造業		30	20
108	A	無機化学工業製品製造業（整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。）	35	35
	B	無機化学工業製品製造業（バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）に係るもの）	50	40
	C	無機化学工業製品製造業（酸化コバルト製造工程に係るもの）	140	40
	D	無機化学工業製品製造業（モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）に係るもの）	50	40

	E	無機化学工業製品製造業（イットリウム酸化物製造工程に係るもの）		50	40
	F	無機化学工業製品製造業（酸化銀製造工程に係るもの）		50	40
	G	無機化学工業製品製造業（酸化ジルコニウム製造工程に係るもの）		100	40
	H	無機化学工業製品製造業（窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程に係るもの）		120	60
109	A	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）に係るもの		50	40
110	A	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）に係るもの		15	10
111	A	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）に係るもの		35	15
112	A	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの		15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）に係るもの		50	25
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの		15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）に係るもの		35	10
114		石油化学系基礎製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10
115	A	脂肪族系中間物製造業		15	10
	B	脂肪族系中間物製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）		45	25
116		メタン誘導品製造業		25	10
117		発酵工業		15	10
118		コールタール製品製造業		375	170
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		20	10
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）		30	20
120	A	プラスチック製造業		10	10
	B	プラスチック製造業（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）		55	20
121	A	合成ゴム製造業		15	10
	B	合成ゴム製造業（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）		40	20
122	A	有機化学工業製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）		25	10
	B	有機化学工業製品製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）		55	25
	C	有機化学工業製品製造業（イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程に係るもの）		25	15

	D	有機化学工業製品製造業（メラミン製造工程に係るもの）		850	850
	E	有機化学工業製品製造業（化学発泡剤製造工程（尿素を原料として使用するものに限る。）に係るもの）		25	10
123		レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		10	10
124		レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		15	10
125	A	合成繊維製造業		10	10
	B	合成繊維製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）		50	35
126		脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		10	10
127		石けん・合成洗剤製造業		15	10
128		界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10
129		塗料製造業		15	10
130		印刷インキ製造業		15	10
131	A	医薬品原薬・製剤製造業		30	10
	B	医薬品原薬・製剤製造業（医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）に係るもの）		50	20
132		医薬品製剤製造業		10	10
133		生物学的製剤製造業		10	10
134		生薬・漢方製剤製造業		15	10
135		動物用医薬品製造業		15	10
136		火薬類製造業		15	10
137		農薬製造業		25	10
138		合成香料製造業		15	10
139		香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10
140		化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		15	10
142		ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）		15	10
143		写真感光材料製造業		15	10
144		天然樹脂製品・木材化学製品製造業		10	10
145		イオン交換樹脂製造業		15	10
146		化学工業（整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10
147		石油精製業		30	15
148		潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）		20	10
149		コークス製造業		500	320
150		石油コークス製造業		20	10
151		自動車タイヤ・チューブ製造業		20	10
152		ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		10	10
153		ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		15	10
154		なめしかわ製造業		20	10
155		毛皮製造業		10	10
156		板ガラス製造業		10	10
157		板ガラス加工業		10	10
158		ガラス製加工素材製造業		10	10
159		ガラス容器製造業		10	10
160		理化学用・医療用ガラス器具製造業		10	10
161		卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		10	10

162		ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		20	10
163		ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		20	10
164		ガラス・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10
165		生コンクリート製造業		10	10
166		コンクリート製品製造業		10	10
167		セメント製品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）		10	10
168		黒鉛電極製造業		10	10
169		砕石製造業		10	10
170		鉱物・土石粉碎等処理業		20	10
172		うわ薬製造業		10	10
173	A	高炉による製鉄業		10	10
	B	高炉による製鉄業（コークス製造工程に係るもの）		545	320
	C	高炉による製鉄業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
175		フェロアロイ製造業		15	10
176		高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）		10	10
178	A	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）		15	10
	B	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるもの限り、ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
179	A	熱間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）		15	10
	B	熱間圧延業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
180	A	冷間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）		10	10
	B	冷間圧延業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
181	A	冷間ロール成型形鋼製造業		10	10
	B	冷間ロール成型形鋼製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
182	A	鋼管製造業		15	10
	B	鋼管製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
183	A	伸鉄業		10	10
	B	伸鉄業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
184	A	磨棒鋼製造業		10	10
	B	磨棒鋼製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		45	40
185	A	引抜鋼管製造業		15	10
	B	引抜鋼管製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
186	A	伸線業		15	10
	B	伸線業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
187		ブリキ製造業		10	10
188		亜鉛鉄板製造業		15	10
189		めっき鋼管製造業		15	10
190		めっき鉄鋼線製造業		15	10
191	A	表面処理鋼材製造業（整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10
	B	表面処理鋼材製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40

192		鍛鋼製造業			10	10
193		鍛工品製造業			15	10
194		鋳鋼製造業			10	10
195		鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。）			10	10
196		鋳鉄管製造業			10	10
197		可鍛鋳鉄製造業			10	10
198		鉄粉製造業			10	10
199	A	鉄鋼業（整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。）			15	10
	B	鉄鋼業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）			55	40
200		非鉄金属製造業			25	10
201	A	電気めっき業			20	10
	B	電気めっき業（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）			55	50
202	A	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	イ		30	10
			ロ		20	10
	B	金属製品製造業（溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）			40	25
C	金属製品製造業（アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）			60	35	
203	A	一般機械器具製造業			20	10
	B	一般機械器具製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）			20	10
	C	一般機械器具製造業（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）			30	15
204		電子回路製造業			20	10
205	A	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業			20	10
	B	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（民生用電子部品・デバイス・電子回路（前項に掲げるものを除く。）、民生用電気機械器具又は民生用情報通信機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）			30	10
	C	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（半導体素子製造工程に係るもの）			20	15
206	A	輸送用機械器具製造業	イ		30	15
			ロ		20	10
B	輸送用機械器具製造業（自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）			30	20	
207	A	精密機械器具製造業			10	10
	B	精密機械器具製造業（時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）に係るもの）			30	10
208		ガス製造工場			10	10
209	A	下水道業（日平均排水量 30,000 m ³ 以上の事業場の場合に限る。）			30	25
	B	下水道業（日平均排水量 30,000 m ³ 未満の事業場の場合に限る。）			30	25

	C	下水道業（標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。））		20	20
	D	下水道業（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの）		35	35
210	空瓶卸売業			20	10
211	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。）			20	10
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			20	10
213	飲食店		イ	35	20
			ロ	30	20
214	宿泊業		イ	35	25
			ロ	35	25
215	リネンサプライ業			20	10
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）			15	15
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）			20	15
219	自動車整備業			15	15
220	病院		イ	35	20
			ロ	30	20
221	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が 501 人以上のもの）	イ	45	30
			ロ	40	30
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表又は建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		25	20
222	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下 201 人以上のもの）		50	30
			B	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表又は建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）	30
223	A	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		20	10
	B	し尿処理業（嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く。）		20	10
	C	し尿処理業（地域し尿処理施設に係るもの）		40	25
224	ごみ処理業			20	10
225	廃油処理業			15	10
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）			30	15
227	死亡獣畜取扱業			25	15
228	と畜場			25	15
229	中央卸売市場			20	15
230	地方卸売市場			20	15
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。）			25	10
232	A	2 の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るもの）		50	30
	B	2 の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るものを除く。）		25	20

	C	2 の項から前項までに分類されないもの（排煙脱硫施設（紫煙対策としてアンモニアを注入する設備を設置するものに限る。）に係るもの）		35	15
--	---	--	--	----	----

注 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。

イは、1 事業場当たりの総特定排出水量が 1 日当たり 400 立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。

ロは、1 事業場当たりの総特定排出水量が 1 日当たり 400 立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

三重県告示第 666 号

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 2 第 2 号ハに掲げる指定地域内の特定事業場で、1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」といいます。）から排出される排水の汚濁負荷量について、りん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定めます。

令和 4 年 10 月 21 日

三重県知事 一見勝之

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる総量規制基準のとおりとします。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成 14 年 10 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に水質汚濁防止法（以下「法」という。）第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
2	平成 14 年 10 月 1 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第 5 条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号。以下「平成 24 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
4	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、 L_p 、 C_p 、 Q_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_{pi} 及び Q_{po} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）

C_p 別表に掲げるりん含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Q_p 特定排水の量（単位 1 日につき立方メートル）

C_{pi} 別表に掲げるりん含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）

C_{po} C_p と同じ値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Q_{pi} 平成 14 年 10 月 1 日（4 の項にあっては、平成 24 年 5 月 25 日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（単位 1 日につき立方メートル）

Q_{po} 特定排水の量（ Q_{pi} を除く。）（単位 1 日につき立方メートル）

附 則

- この告示は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。
- 水質汚濁防止法の規定に基づきりん含有量に係る総量規制基準（平成 29 年三重県告示第 446 号）は、この告示の施行に伴い廃止する。

別表

項番号	業種区分		特定排出水量の区分	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	
				Cp、Cpo	Cpi
2	A	畜産農業		8	8
	B	畜産農業(総面積が50㎡以上の豚房施設を有するもの)		8	8
3	天然ガス鉱業			1	1
4	非金属鉱業			1	1
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業		イ	8	2.5
			ロ	4	1
6	乳製品製造業		イ	5.5	1.5
			ロ	5	1
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)		イ	8	2
			ロ	8	1
8	水産缶詰・瓶詰製造業			3	1
9	寒天製造業			3	1.5
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業			3	1.5
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)			3	1
12	冷凍水産物製造業			3	1.5
13	冷凍水産食品製造業			4	1
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)		イ	5.5	2.5
			ロ	3	1.5
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業			3	1
16	野菜漬物製造業			2.5	1
17	味そ製造業			4	1.5
18	しょう油・食用アミノ酸製造業			8	1.5
19	うま味調味料製造業			7	1
20	ソース製造業			3	1
21	食酢製造業			3	1.5
22	砂糖精製業			1.5	1
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			6	1.5
24	小麦粉製造業			3	1.5
25	パン製造業			2.5	1
26	生菓子製造業			7.5	1
27	ビスケット類・干菓子製造業			3	1
28	米菓製造業			3	1.5
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)			3	1.5
30	A	植物油脂製造業	イ	4.5	1.5
			ロ	3.5	1
	B	植物油脂製造業(米糠を原料として使用するもの)		4	1
31	動物油脂製造業			2	1
32	食用油脂加工業			2.5	1
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			2	1
34	穀類でんぷん製造業			5.5	1.5
35	めん類製造業			3	1

37	豆腐・油揚げ製造業	イ	7.5	2.5
		ロ	4.5	1
38	あん類製造業	イ	8	1.5
		ロ	4	1
39	冷凍調理食品製造業		6	1
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		3.5	1
41	清涼飲料製造業		2.5	1
42	果実酒製造業		1.5	1
43	ビール製造業		3	1.5
44	清酒製造業		2.5	1
45	蒸留酒・混成酒製造業		2.5	1
46	インスタントコーヒー製造業		2.5	1
47	配合飼料製造業		2	1
48	単体飼料製造業		3.5	1
49	有機質肥料製造業		2	1
50	たばこ製造業		2	1
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）		2	1
55	繊維工業（整理番号 51 の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの		2	1
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		2	1
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの		2	1
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	イ	5.5	2
		ロ	2	1
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		2	1
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		3.5	1
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		2	1
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	イ	3.5	2
		ロ	2	1
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		1	1
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		1	1
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		1	1
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		2	1
68	繊維工業（整理番号 55 の項から前項に掲げるものを除く。）		2	1
69	一般製材業又は木材チップ製造業		2	1
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業		1	1
75	木材薬品処理業		2	1
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		1	1
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		1	1
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナ－グランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		1	1

79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラ ンドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程 に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1	1
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラ ンドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造 工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工 程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		2	1
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフト パルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1	1
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパ ルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含 む。）に係るもの		1	1
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とする パルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1	1
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱 インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含 む。）に係るもの		1	1
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外 のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		1	1
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、 リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主 原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイ ナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有 するものに限る。）に係るもの		1	1
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係 るもの（前項に掲げるものを除く。）		1	1
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係 るもの		1	1
89	機械すき和紙製造業		1	1
90	手すき和紙製造業		1	1
91	塗工紙製造業		1	1
92	段ボール製造業		1	1
93	重包装紙袋製造業		1	1
94	セロファン製造業		1	1
95	乾式法による繊維板製造業		1	1
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		1	1
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号 76 の項 から前項までに掲げるものを除く。）		1	1
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		2	1
101	製版業		2	1
102	窒素質・りん酸質肥料製造業		2	1
103	複合肥料製造業		16	1
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）		1.5	1
105	ソーダ工業		1.5	1
106	電炉工業		2	1
107	無機顔料製造業		1.5	1
108	A	無機化学工業製品製造業（整理番号 105 の項から前項ま でに掲げるものを除く。）	2	1
	B	無機化学工業製品製造業（りん及びりん化合物製造工程 に係るもの）	8	4
109	A	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に 係るもの	1.5	1
	B	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程 （りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使	6.5	4

		用するもの)に係るもの			
110	A	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		1	1
	B	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)に係るもの		2.5	1
111		石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		2	1
112		石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの		2	1
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの		1	1
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)に係るもの		2.5	1
114		石油化学系基礎製品製造業(整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。)		1	1
115	A	脂肪族系中間物製造業		2	1
	B	脂肪族系中間物製造業(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)		20	3.5
116		メタン誘導品製造業		2	1
117	A	発酵工業		1.5	1
	B	発酵工業(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)		1.5	1.5
118		コールタール製品製造業		2	1
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		2	1
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)		8	4
120		プラスチック製造業		2	1
121		合成ゴム製造業		1.5	1
122	A	有機化学工業製品製造業(整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。)		2	1
	B	有機化学工業製品製造業(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)		5	2
	C	有機化学工業製品製造業(有機りん系農薬原体製造工程に係るもの)		2	1
123		レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		2	1
124		レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		2	1
125		合成繊維製造業		1	1
126		脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		2	1
127		石けん・合成洗剤製造業		2	1
128	A	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)		2	1
	B	界面活性剤製造業(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)		2.5	1.5
129		塗料製造業		2.5	1
130		印刷インキ製造業		2	1
131	A	医薬品原薬・製剤製造業		2	1
	B	医薬品原薬・製剤製造業(医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するもの)に限る。)に係るもの		8	2
132		医薬品製剤製造業		2	1
133		生物学的製剤製造業		1	1

134	生薬・漢方製剤製造業		2	1
135	動物用医薬品製造業		2	1
136	火薬類製造業		1.5	1
137	農薬製造業		2	1
138	合成香料製造業		2	1
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業		2.5	1
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）		2	1
143	写真感光材料製造業		1.5	1
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		1.5	1
145	イオン交換樹脂製造業		1	1
146	A	化学工業（整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1
	B	化学工業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用する工程に係るもの）	2	1.5
147	石油精製業		1	1
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1
149	コークス製造業		1	1
150	石油コークス製造業		2	1
151	自動車タイヤ・チューブ製造業		2	1
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗淨工程に係るもの		1	1
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	イ	2.5	1.5
		ロ	2	1
154	なめしかわ製造業		2	1
155	毛皮製造業		2	1
156	板ガラス製造業		1	1
157	板ガラス加工業		1	1
158	ガラス製加工素材製造業		1.5	1
159	ガラス容器製造業		1	1
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		1	1
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		1	1
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		1	1
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		1	1
164	ガラス・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）		1.5	1
165	生コンクリート製造業		1	1
166	コンクリート製品製造業		1.5	1
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		1.5	1
168	黒鉛電極製造業		1	1
169	砕石製造業		1	1
170	鉱物・土石粉碎等処理業		1.5	1
172	うわ薬製造業		1	1
173	高炉による製鉄業		1	1
175	フェロアロイ製造業		1	1
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）		1	1
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）		1	1

179	熱間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）			1	1
180	冷間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）			1	1
181	冷間ロール成型形鋼製造業			1	1
182	鋼管製造業			1	1
183	伸鉄業			1	1
184	磨棒鋼製造業			1	1
185	引抜鋼管製造業			1.5	1
186	伸線業			1	1
187	ブリキ製造業			2	1
188	亜鉛鉄板製造業			1	1
189	めっき鋼管製造業			1	1
190	めっき鉄鋼線製造業			1	1
191	表面処理鋼材製造業（整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。）			1	1
192	鍛鋼製造業			1	1
193	鍛工品製造業			2	1
194	鋳鋼製造業			1.5	1
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。）			1	1
196	鋳鉄管製造業			1	1
197	可鍛鋳鉄製造業			1.5	1
198	鉄粉製造業			1	1
199	鉄鋼業（整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。）			1	1
200	非鉄金属製造業			1	1
201	A	電気めっき業	イ	4.5	1.5
			ロ	1.5	1
	B	電気めっき業（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）		7.5	1.5
202	A	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	イ	4.5	1.5
			ロ	2	1
	B	金属製品製造業（溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		4.5	1.5
	C	金属製品製造業（アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		8	1.5
203	一般機械器具製造業			2	1
204	電子回路製造業		イ	2.5	2
			ロ	2	1
205	A	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業		3	1
	B	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（民生用電子部品・デバイス・電子回路（前項に掲げるものを除く。）、民生用電気機械器具又は民生用情報通信機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		3.5	1

206	A	輸送用機械器具製造業	イ	4	2
			ロ	2	1
	B	輸送用機械器具製造業（自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）	イ	4.5	1
			ロ	3	1
207	精密機械器具製造業			1.5	1
208	ガス製造工場			2	1
209	A	下水道業（日平均排水量 30,000 m ³ 以上の事業場の場合に限る。）		3	2.5
	B	下水道業（日平均排水量 30,000 m ³ 未満の事業場の場合に限る。）		3	2.5
	C	下水道業（標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。））		2	2
	D	下水道業（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。））		5	4.5
210	空瓶卸売業			4	2
211	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。）			3.5	2
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			4	2.5
213	飲食店			4	2.5
214	宿泊業		イ	5	2.5
			ロ	4	2.5
215	リネンサプライ業			6	2.5
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）			4.5	1.5
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）			4	2
219	自動車整備業			3.5	2.5
220	病院		イ	5	2.5
			ロ	4	2.5
221	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が 501 人以上のもの）	イ	4	3
			ロ	3	3
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表又は建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		1	1
222	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下 201 人以上のものに限るのもの）		4	3
				1	1
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表又は建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		1	1
223	A	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		2	1
	B	し尿処理業（嫌気性硝化法、好気性硝化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く）		2	1
	C	し尿処理業（地域し尿処理施設に係るもの）		3	2.5
224	ごみ処理業			1.5	1
225	廃油処理業			1	1

226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		1.5	1
227	死亡獣畜取扱業		2.5	2
228	と畜場		6	2
229	中央卸売市場		4.5	2
230	地方卸売市場		4	1.5
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）		4	1
232	A	2の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るもの）	6	3
	B	2の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るものを除く。）	4.5	3

注 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。

イは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。

ロは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

三重県告示第667号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量（令和4年三重県告示第406号）を以下のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表します。

令和4年10月21日

三重県知事 一見勝之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変更後		変更前																					
第1	するめいか（略）	第1	するめいか（略）																				
第2	くろまぐろ（小型魚）	第2	くろまぐろ（小型魚）																				
1	都道府県別漁獲可能量 <u>46.5トン</u>	1	都道府県別漁獲可能量 <u>40.5トン</u>																				
2	三重県の知事管理漁獲可能量	2	三重県の知事管理漁獲可能量																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td> <td><u>20.2トン</u></td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td> <td>10.2トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td> <td>5.0トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業</td> <td>7.9トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	<u>20.2トン</u>	三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.2トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	5.0トン	三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	7.9トン		<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td> <td><u>14.2トン</u></td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td> <td>10.2トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td> <td>5.0トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業</td> <td>7.9トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	<u>14.2トン</u>	三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.2トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	5.0トン	三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	7.9トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																						
三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	<u>20.2トン</u>																						
三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.2トン																						
三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	5.0トン																						
三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	7.9トン																						
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																						
三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	<u>14.2トン</u>																						
三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.2トン																						
三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	5.0トン																						
三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	7.9トン																						
第3	くろまぐろ（大型魚）	第3	くろまぐろ（大型魚）																				
1	都道府県別漁獲可能量 <u>26.6トン</u>	1	都道府県別漁獲可能量 <u>32.6トン</u>																				
2	三重県の知事管理漁獲可能量	2	三重県の知事管理漁獲可能量																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業</td> <td><u>6.4トン</u></td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業</td> <td>12.4トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	<u>6.4トン</u>	三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	12.4トン		<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業</td> <td><u>12.4トン</u></td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業</td> <td>12.4トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	<u>12.4トン</u>	三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	12.4トン								
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																						
三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	<u>6.4トン</u>																						
三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	12.4トン																						
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																						
三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	<u>12.4トン</u>																						
三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	12.4トン																						

三重県告示第 668 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 10 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

リードタウン名張
名張市夏見字下川原 249 ほか

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
株式会社麒麟堂	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目 5 番 36 号	寺西 豊彦
株式会社上杉生花店	名張市中町 350	上杉 勉
株式会社御菓子司さわ田	名張市箕曲中村 81 番地	澤田 浩幸

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
株式会社麒麟堂	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目 5 番 36 号	寺西 豊彦
株式会社上杉生花店	名張市中町 350	上杉 勉
株式会社御菓子司さわ田	名張市箕曲中村 81 番地	澤田 浩幸

3 変更年月日

令和 4 年 5 月 24 日

4 変更理由

小売業者の代表者及び住所の変更があったため。

5 届出の日

令和 4 年 9 月 15 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 10 月 21 日から令和 5 年 2 月 21 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 669 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ

き事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年10月21日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ桔梗が丘東店
名張市桔梗が丘7番町3街区1813-8

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1	作道 政昭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番1	神尾 啓治
株式会社ココカラファイン	神奈川県横浜市港北区新横浜3-17-6	塚本 厚志

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1	作道 政昭
株式会社ココカラファイン	神奈川県横浜市港北区新横浜3-17-6	塚本 厚志

3 変更年月日

令和4年5月24日

4 変更理由

2(1) 大規模小売店舗設置者の代表者及び住所の変更があったため。

2(2) 小売業者の代表者及び住所の変更があったため。

5 届出の日

令和4年9月15日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年10月21日から令和5年2月21日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第670号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年10月21日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ名張店
名張市蔵持町原出 1744 番ほか 21 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	河合 映治
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市長区瑞穂区新開町 18 番 22 号	加藤 和祐
MXモバイリング株式会社	東京都江東区豊洲三丁目 2 番 24 号	長尾 頼明
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号	三嶋 恒夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	河合 映治
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市長区瑞穂区新開町 18 番 22 号	亀井 崇雄
MXモバイリング株式会社	東京都江東区豊洲三丁目 2 番 24 号	長尾 頼明
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号	上野 善紀
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪 4 丁目 30 番 16 号	町野 雅俊

3 変更年月日

令和 4 年 5 月 24 日

4 変更理由

- 2(1) 大規模小売店舗設置者の代表者及び住所の変更があったため。
2(2) 小売業者の代表者及び住所の変更並びに入店があったため。

5 届出の日

令和 4 年 9 月 15 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 10 月 21 日から令和 5 年 2 月 21 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 671 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ

き事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 10 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プラザ 21 Aゾーン

志摩市阿児町鶴方 4900 番地ほか 18 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

3 変更年月日

令和 4 年 5 月 24 日

4 変更理由

小売業者の代表者及び住所の変更があったため。

5 届出の日

令和 4 年 9 月 15 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 10 月 21 日から令和 5 年 2 月 21 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 672 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 10 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ佐那具店

伊賀市佐那具町 25 番地の 1

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

- 3 変更年月日

令和 4 年 5 月 24 日

- 4 変更理由

2(1) 大規模小売店舗設置者の代表者及び住所の変更があったため。

2(2) 小売業者の代表者及び住所の変更があったため。

- 5 届出の日

令和 4 年 9 月 15 日

- 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 10 月 21 日から令和 5 年 2 月 21 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 673 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 10 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ上野小田店

伊賀市小田町字泥畑 274 番地ほか 4 筆

- 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名

マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
山岡 将宣	伊賀市上野田端町 1123-1	—
株式会社ココカラファイン	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号	塚本 厚志
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	河合 映治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
山岡 将宣	伊賀市上野田端町 1123-1	—
株式会社ココカラファイン	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号	塚本 厚志
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	河合 映治

- 3 変更年月日
令和 4 年 5 月 24 日
- 4 変更理由
2(1) 大規模小売店舗設置者の代表者及び住所の変更があったため。
2(2) 小売業者の代表者及び住所の変更があったため。
- 5 届出の日
令和 4 年 9 月 15 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 10 月 21 日から令和 5 年 2 月 21 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 674 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定によりいなべ市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 10 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ北勢店
いなべ市北勢町阿下喜 3325 番地 1 ほか 5 筆
- 2 いなべ市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 10 月 21 日から同年 11 月 21 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公安委告示

三重県公安委員会告示第 26 号

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、指定講習機関から変更の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 4 年 10 月 21 日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

法人の名称、住所及び代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社中勢自動車学校 鈴鹿市寺家六丁目1番20号 榎田拓真	株式会社中勢自動車学校 鈴鹿市寺家六丁目1番20号 榎田浩哉
株式会社紀北自動車学校 北牟婁郡紀北町上里309番地8 岡本拓也	株式会社紀北自動車学校 北牟婁郡紀北町海山区上里309番地8 岡本哲男

事務所の名称及び所在地	
変更後	変更前
紀北自動車学校 北牟婁郡紀北町上里309番地8	紀北自動車学校 北牟婁郡紀北町海山区上里309番地8

三重県公安委員会告示第 27 号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定により、認定検査実施者から変更の届出がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和4年10月21日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

法人の名称、住所及び代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社中勢自動車学校 鈴鹿市寺家六丁目1番20号 榎田拓真	株式会社中勢自動車学校 鈴鹿市寺家六丁目1番20号 榎田浩哉

公 告

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3第1項の規定により、総量削減計画を次のとおり定めましたので、同条第5項の規定により公告します。

令和4年10月21日

三重県知事 一 見 勝 之

総量削減計画

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第2号ハに掲げる区域について、令和4年1月24日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するため、昭和53年の「水質汚濁防止法」の改正により、水質総量削減制度が導入されて以来、伊勢湾では「きれいさ」を目指して、8次にわたる汚濁負荷削減対策に取り組んできた。第8次「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」では、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁物質について、令和元年度の発生源別の削減目標量を定め、「きれいで豊かな海」の観点で計画を着実に推進することにより、これらの目標量を達成した。

しかし、近年では、伊勢湾内の漁獲量の減少に伴い、さらに海域の豊かさの重要性が指摘されるようになった。これらの状況を踏まえ、現行の指定水域全体を対象とした汚濁負荷の「総量規制」から、よりきめ細やかな海域の状況に応じた「水環境管理」への移行が必要となってきた。

ここでいう「きれいで豊かな海」とは、環境基準の達成と生物生産性・生物多様性とが調和・両立した海域と定義する。

本計画においては、令和6年度を目標年度とする第9次水質総量削減の実施にあたり、発生源別の削減目

標量を表1から表3のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量（COD）について

表1 発生源別の削減目標量（トン／日）

	令和6年度における削減目標量	(参考) 令和元年度における量
生活排水	11	11
産業排水	10	10
その他	3	3
計	24	24

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量（トン／日）

	令和6年度における削減目標量	(参考) 令和元年度における量
生活排水	8	7
産業排水	4	4
その他	10	10
計	22	21

(3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量（トン／日）

	令和6年度における削減目標量	(参考) 令和元年度における量
生活排水	0.8	0.7
産業排水	0.6	0.6
その他	0.3	0.3
計	1.7	1.6

2 削減目標量達成のための方途

伊勢湾においては、窒素及びりんの環境基準の達成状況を維持しながら、生物多様性・生物生産性の視点においても望ましい水質を目指しつつ、貧酸素水塊の発生抑制等の観点から水環境改善を図るため、「きれいで豊かな海」の実現に向けて、次の施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る。

(1) 生活排水からの汚濁発生源対策

ア 下水道の整備と運転管理

下水道の整備については、「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」に基づき、効率的・効果的な促進を図る。

また、湾内の栄養塩類の減少と生物生産性の低下の関連性が指摘されているため、特に公的機関が管理する下水処理場において、排出水中の窒素及びりんの汚濁負荷量を基準の範囲内ですできるだけ多くするなど、栄養塩類管理運転を試行し、その効果について、調査検証を行う。この取組については、環境部局、水産部局、下水道部局のそれぞれ役割分担のもと、基準の検討、効果調査と検証、運転管理を実施する。

イ 浄化槽等の生活排水処理施設の整備と維持管理

浄化槽については、浄化槽法に基づき、市町による浄化槽処理促進区域の指定を進めるとともに、「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」に基づき、その区域での合併処理浄化槽の整備及び単独処理浄化槽等からの合併処理浄化槽への転換促進を図る。

併せて、建築基準法、浄化槽法及び三重県浄化槽指導要綱に基づく、適正な浄化槽の設置及び保守点検、清掃等の維持管理の徹底により、放流水質の安定・向上を図る。

農業集落排水処理施設については、農業振興地域において、また、漁業集落排水処理施設については、漁港背後の漁業集落において、それぞれ、「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」に基づき、施設の整備等を行うとともに、適正な維持管理により排出水の水質の安定・向上を図る。

コミュニティ・プラントについては、市町の一般廃棄物処理計画に基づき、施設の整備等を行うとともに、適正な維持管理により排出水の水質の安定・向上を図る。

ウ 家庭における生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、市町と連携し、生活排水処理施設の適切な

使用・管理等や家庭でできる雑排水対策についての普及・啓発を行う。

エ し尿処理施設の整備等

し尿処理施設については、市町の一般廃棄物処理計画に基づき、施設の整備等を行うとともに、処理施設の維持管理の徹底により排出水の水質の安定・向上を図る。

(2) 産業排水からの汚濁発生源対策

ア 総量規制基準の設定

総量規制基準が適用される指定地域内事業場については、これまで8次にわたる汚濁負荷量削減のための対策により、かなりの削減が図られてきたことや、原材料等の使用の実態、排水処理技術水準の動向等を勘案し、適切な総量規制基準を定める。

基準値については、環境大臣が定めた

(ア) 「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第134号、平成23年一部改正、平成28年一部改正、令和3年一部改正)

(イ) 「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第135号、平成23年一部改正、平成28年一部改正)

(ウ) 「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第136号、平成23年一部改正、平成28年一部改正)に基づき定めることとし、一部の業種については、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定する。

また、近年の伊勢湾の栄養塩類の減少に対して、下水処理場の栄養塩類管理運転による栄養塩類の調整が実施できるよう、下水道業の窒素及びりんの基準を見直す。ただし、当該基準の変更は、公的機関が管理する下水処理場のみで実施し、栄養塩類管理運転による海域への効果の検証を行う。その検証結果をもとに順応的に対応するものとする。

イ 総量規制基準が適用される事業場等に対する対策

指定地域内事業場については、生産工程及び用水の合理化、排水処理施設の維持管理の徹底及び整備等により総量規制基準が遵守されるよう、水質汚濁防止法に基づき立入検査、水質検査等を行うとともに、制度の主旨や内容について周知を徹底する。

ウ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場・事業場については、「小規模事業場等排水処理対策指導要領」に基づき、実態に応じた排水処理の指導、助言を行うとともに、適正な排水処理について啓発等を行う。

(3) その他からの汚濁発生源対策

その他の農用地や畜産業、養殖業等の汚濁発生源については、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じて以下の対策を講じることにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

ア 農地からの負荷削減対策

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号)、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(平成17年農林水産省)、「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号)、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(平成26年法律第78号)等に基づき、農業環境規範の普及、エコファーマーの認定促進、環境負荷を低減する先進的な営農活動の支援及び施肥量の適正化により、過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業を一層推進する。

イ 畜産排水対策

畜産排水については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年法律第112号)、「三重県環境保全型畜産確立対策基本方針」等に基づき、畜産農家の現地調査等を実施し、必要に応じて、家畜排せつ物処理施設の管理等に関する技術的助言や改善指導を行い汚濁負荷量の削減を図る。

ウ 養殖漁場の環境改善等

養殖漁場の環境改善等を図るため、漁場適正利用協議会において「持続的養殖生産確保法」(平成11年法律第51号)、「三重県魚類養殖指針」に基づく養殖漁場の環境管理の推進体制を整備し、養殖漁場の適正な利用を図る。なお、地域の実情に応じて、漁場内の水質、底質の改善を図るため、適切な措置を講ずる。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

これまでの汚濁負荷削減の取組により、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少しているものの、環境基準の

達成状況や、貧酸素水塊等の発生、「きれいで豊かな海」を目指すうえでの課題等は指定水域内でも場所により異なることから、今後は、よりきめ細かに海域の状況に応じた取組が重要となる。藻場・干潟の保全・再生等を通じた水質浄化及び生物多様性・生物生産性の確保等の重要性に鑑み、地域の実情を踏まえた総合的な取組を確実に推進していくことが必要である。特に、湾奥部における栄養塩類の偏在等の局所的な問題に対しては、地域ごとの特性も考慮した局所的な対策を講ずることが有効であることから、次に掲げる各種対策から実施可能な取組を検討し、関係者の連携のもと複層的に実施することにより、総合的な水環境の改善を図る。

(1) 藻場・干潟の保全、再生による自然浄化能力と生物生息機能の増進

藻場・干潟は、水質浄化や生物多様性・生物生産性の維持等の機能を有する場である。特に、海域の栄養塩類を湾内の豊かな高次生産につなげていくため、栄養塩類の管理と藻場・干潟の保全、再生は、両輪で行うことが重要である。

そのため、関係機関の連携のもと、藻場・干潟及び浅場を保全するとともに、再生・創出の推進を図ることにより、伊勢湾が持つ自然浄化機能や多様な生物生息機能の再生を図る。

国等が定期的実施する藻場・干潟の分布状況に関する調査結果を参考に、「伊勢・三河湾海域干潟ビジョン」に基づき、湾内の計画的な藻場・干潟再生を推進する。また、流域圏で発生する河川堆積土砂を活用した干潟再生等、関係機関が連携した取組を進める。

(2) 水質改善に資する養殖等の取組の推進

環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立のため、海中の栄養塩類や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等を推進するとともに、漁場改善計画に基づく適正養殖可能数量を遵守し、沿岸水域における赤潮監視、漁場清掃等の保全活動による漁場環境の改善を一層推進する。

また、漁船漁業、採貝漁業及び養殖漁業（ノリ等の藻類養殖）では、資源管理や適正な養殖管理による、持続的な発展を通じて生物量並びに生物生産力の増大を図るとともに、特にノリ等の藻類養殖における生産性を向上するため、貧栄養・高水温耐性品種の開発や適切な栄養塩濃度の確保に向けた取組を推進する。

(3) 底質改善対策等の取組の推進

水質改善に資するための浚渫、覆砂等の底質改善対策や窪地の埋め戻し等の対策については、現状や改善効果、周辺環境への影響の把握等に努め、また、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、地域特性に応じて、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努める。

(4) 監視体制の充実

公共用水域の水質及び汚濁負荷量、赤潮や貧酸素水塊の発生状況等を把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、国及び関係する県市等との連携のもと、水質調査、指定地域内事業場に対する立入検査等、効果的な監視体制の充実を図る。

(5) 情報発信、普及・啓発

総合的な水環境の改善をより効果的に推進するには、関係市町、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組について、自治体のホームページ等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図る。

県民に対しては、家庭でできる生活排水対策の実践等に努めるよう啓発等を行うとともに、水環境の保全に対する正しい知識が得られるよう、普及・啓発に努める。

(6) 調査研究の推進と科学的知見の集積・活用

伊勢湾では、これまでの取組により、水質が改善している一方で、栄養塩類の減少や生物生息場となる藻場干潟の減少等により、ノリの色落ちや水産資源をはじめとする生物生産性と多様性の減少、貧酸素水塊等の問題が生じたと指摘されている。県関係部局、大学等と連携し、生物生産力の維持・強化に必要な適切な栄養塩濃度の解明、下水処理場の栄養塩類管理運転の検証、貧栄養・高水温耐性品種の開発、貧酸素水塊の発生原因とその対策等に関する調査・研究に取り組む。

従来の汚濁負荷の「削減」から、「水環境管理」への新たな方向性を導入した本計画では、総量規制基準の見直しによって起こりうる、海域環境への影響を詳細に把握する必要がある。特に、下水処理場の栄養塩類管理運転の詳細な効果の検証については、環境部局、水産部局、下水道部局、大学との共同で実施し、その結果をもとに、次期計画へフィードバックを行う。

環境部局と水産部局、大学との共同で実施する「伊勢湾再生連携研究事業」では、良好な水環境と湾内の生物生産と生物多様性を維持するための栄養塩類レベルの把握に関する研究をはじめ、貧酸素水塊発生メカニズムの解明とその対策に関する研究を実施する。

伊勢湾再生推進会議の海域検討会とも連携し、伊勢湾シミュレーターを用いた、下水処理場の栄養塩類管

理運転の効果、干潟・浅場再生効果や貧酸素水塊の改善対策の検討を行う。

海域環境の変化や各種施策効果の評価に繋げるため、従来の公共用水域水質常時監視に加えて、底質や底生生物等、底層環境に関するモニタリング調査を追加するとともに、関係機関が導入する新たな水質自動観測システムを活用するなど、モニタリング体制の強化を図る。併せて、水産資源の適切な管理、養殖管理技術の開発や品種改良、疾病の発生状況や防疫対策等に関する情報共有、赤潮による被害軽減対策等の研究に取り組む。

調査研究の成果については、環境部局や水産部局等、関係機関で情報共有を行い、「きれいで豊かな海」の実現に向けた行政施策に展開していく。

(7) 中小企業者に対する金融支援

中小企業者の排水処理施設の設置、改善等に対する金融支援制度（三重県環境・防災対策等促進資金融資等）の活用を図り、水質汚濁防止施設の整備を促進する。

(8) 「きれいで豊かな海」の実現に向けた多様な主体との連携

「きれいで豊かな海」の実現に向けて、総合的な「水環境管理」を推進するためには、従来の環境部局による規制行政だけではなく、多様な主体との分野横断的な取組が必要不可欠である。特に、本計画の主な取組となる「栄養塩類の管理」と「藻場・干潟の保全再生」については、環境部局、水産部局及び下水道部局が目指すべき目標を共有することが重要となり、そのためには、各種施策の進行管理や効果の検証などを行う関係機関による協議の場を設け、より一層の連携強化を進める。

このような取組の実施にあたっては、県民、NPO、漁業者、民間事業者、行政等の多様な主体が有機的に連携して取り組むことも重要であり、伊勢湾を親しめる身近な海として実感しながら、地域の実情に応じた自主的な環境保全活動の拡大と活性化が図られるよう取り組んでいく。

また、伊勢湾の再生に向け、多様な主体と連携し、国の関係省庁と三県一市等で組織する「伊勢湾再生推進会議」で策定した「伊勢湾再生行動計画」を推進していく。

(9) 気候変動や海洋ごみへの対応

藻場・干潟等には温室効果ガスの吸収源、ブルーカーボン（海洋生態系による炭素固定）としての役割も期待されることから、伊勢湾内の藻場・干潟等保全再生に加え、CO₂の吸収・排出の評価に向けた調査、検討等にも取り組んでいく。

伊勢湾流域圏における海洋ごみ対策については、愛知県、岐阜県、三重県による広域的な地域計画を新たに策定し、海洋ごみの実態把握や発生抑制等、連携して取り組みを進める。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和4年10月21日

三重県知事 一見勝之

漕代土地改良区（松阪市早馬瀬町86番地2）

退任監事

松阪市高木町306番地

中西志朗

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪農林事務所長から通知がありました。

令和4年10月21日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年10月11日から令和5年1月31日まで

3 作業地域

多気郡多気町佐伯中及び同町土羽

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年9月22日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和4年10月21日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
四日市市采女町

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年10月21日

三重県警察本部長 佐野朋毅

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
尾鷲警察署仮設庁舎賃貸借
※ 建設、解体撤去等、各種申請等に係る諸経費を含む。
 - (2) 契約の特質等
購入物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 引渡期限
令和5年7月31日（月）
 - (4) 履行場所（納入場所）
三重県尾鷲市矢浜4丁目902-1
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
エ 自社において建築基準法第23条に規定する一級建築事務所登録を有する者であること。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務
入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和4年11月16日（水）11時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落

札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。(2)及び(3)は、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、申立書を提出(FAX可)してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書(第1号様式)
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (4) 建築基準法第23条に規定する一級建築事務所登録を証明する証書等の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 西岡
電話 059-222-0110(内線)2265 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和4年12月5日(月)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和4年11月22日(火)17時までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年12月5日(月)15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年12月5日(月)15時まで

なお、津塔世橋郵便局へは令和4年11月28日(月)から同年12月5日(月)15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目850番地
宛 先 津塔世橋郵便局留め
受 取 人 三重県警察本部警務部会計課調達係
案 件 名 尾鷲警察署仮設庁舎賃貸借

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年12月5日(月)15時15分

場所 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県

規則第 69 号。以下「規則」といいます。) 第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Lease Contract of Temporary Office of Owase Police Station

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, December 5, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office, Tsutousebashi

post office, between Monday, November 28, 2022 and 3:00 P.M. on Monday, December 5, 2022.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:15 P.M. on Monday, December 5, 2022.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514

Tel. 059-222-0110 (EXT. 2265)

Fax. 059-226-9917

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
